

◎新潟県告示第817号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年7月19日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
玉木整形外科クリニック	長岡市緑町1丁目132番地2	令和6年4月20日
関谷医院	見附市新町2丁目2番5号	令和6年4月1日
たけうち内科クリニック	燕市南6丁目11番18号	令和6年5月31日